

豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電事業性評価調査・公募資料作成業務委託
プロポーザル実施要領

1 契約の目的

本業務は、2050年のゼロカーボンシティ実現に向け、脱炭素の取組の一つである「地域資源を十分に生かした再エネ導入」を実施するため、大桑谷川から取水している農業用水路を活用した小水力発電の導入について事業性の評価を調査と公募資料について作成する業務である。

2 契約の概要

業務の内容は、別添「仕様書」及び別紙「事業実施予定スケジュールの③<令和7年7月から令和8年1月まで> 豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電事業性評価調査・公募資料作成業務委託の表」のとおり。

3 提案限度額

12,760,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

ア 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認める。

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法務局で発行
納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明）	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
納税証明書（愛知県税）※ （未納の税額がないことの証明）	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事

再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

エ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

オ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

カ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）

キ 公告日において令和 3 年 4 月以降に再生可能エネルギーの固定価格買取制度を用いた売電をするに至った発電規模 20Kw 以上 50Kw 未満の小水力発電施設の導入可能性調査並びに設計業務の実績があること。

5 選考日程

（１） 全体スケジュール

5月19日（月）	業者選定審査会による方式の決定
5月23日（金）	事業実施の公告、公表、公募の開始
5月23日（金）	業務説明資料等の交付開始
6月06日（金）	参加表明書の受付期限・質問の受付期限 ※午後5時まで
6月10日（火）	参加資格確認通知書の送付
6月11日（水）	質問の回答期限 ※午後5時まで
6月18日（水）	提案書等提出期限 ※午後5時まで
6月23日（月）	ヒアリング実施及び選考委員会開催
6月24日（火）	選考結果の通知
6月25日（水）	最優秀提案者との仕様書協議開始
6月30日（月）	契約締結

※上記日程は、変更する場合がある。変更する場合は、対象となる事業者に事前に連絡するものとする

（２） 選考委員会ヒアリング

ア 日時 令和 7 年 6 月 23 日（月） 午後 3 時～6 時のうち指定する 30 分間

- イ 場所 豊田市役所 東41会議室（東庁舎4階）
- ウ 備考
- ・提出された企画書等に基づき、1社30分（説明15分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。なお出席人数は3名以内とする。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
 - ・社会情勢によりヒアリング方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能である ZOOM ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員

委員長	企画政策部	副部長	粕谷 忠弘
委員	学識経験者		雪田 和人（愛知工業大学工学部電気学科教授）
	環境政策課	課長	塩谷 誠
	稲武支所	副支所長	岡部 正志
	未来都市推進課	副課長	播磨 有希子

7 提案書等の提出書類

- （1）A4サイズ両面5枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本6部）。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

① 業務経歴

令和3年4月以降発注の以下の全ての業務で元請としての履行実績一覧

（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

- ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度を用いた売電をするに至った発電規模20Kw以上50Kw未満の小水力発電施設の導入可能性調査及び設計業務ただし、グループの場合は、代表事業者の実績のみ記載

② 業務担当体制

業務担当責任者、主任担当者等の資格、経歴、同種・類似業務実績、現在の手持ち業務

③ 企画提案書

④ その他独自提案内容及びPR内容（自社の強みなど）

⑤ 見積書及び積算内訳書

- (2) 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図等を用いて、簡潔かつ明瞭に記述すること。
- (3) 提案内容は、全て企画提案書に記述すること。なお、プレゼンテーション時の追加資料提出及びプレゼンテーションでのみ提案された内容は、審査対象としない。
- (4) ページ番号を付し、目次を作成すること。

8 評価基準

- (1) 下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務実績、経歴等（140点）

（ア）企業実績（10点）

（イ）配置予定者の経験及び能力（80点）

（ウ）価格（50点）

イ 業務実施計画等（72点）

（ア）業務体制（24点）

（イ）業務実施方針（40点）

（ウ）工程計画（8点）

※評価点（500点）＝ア（業務実績、経歴等（140点））＋イ（業務実施計画等（72点））×5）

※詳細は、別紙「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 提案者が1者の場合でも、最低基準点（250点）に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。

9 その他

- (1) 国の補助金（令和7年度水力発電導入加速化事業費（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業））を財源とした事業であるため、事業性評価及び設計等に必要な調査を令和6年度、令和7年度の2か年に渡り、複数回の委託により実施する。各調査及び設計等については、別添「仕様書」および別紙「事業実施予定スケジュールの③＜令和7年7月から令和8年1月まで＞豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電事業性評価調査・公募資料作成業務委託の表」のとおりとする。

- (2) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (3) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は原則として認めないものとする。
- (5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
- イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
- ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
- エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (6) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (8) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

【問合せ（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所 企画政策部未来都市推進課 担当 植田・三俣（南庁舎4階）

電話 0565-34-6982（直通） FAX 0565-32-3794

E-mail : hybrid-city@city.toyota.aichi.jp

別紙

事業実施予定スケジュール

①＜令和6年12月から令和7年1月まで＞豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電事業性評価調査・公募資料作成業務委託

項 目	令和6年									令和7年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
プロポーザル・契約												
流量調査												
地形測量												
地質調査												
事業性評価												
検収・支払												

②＜令和7年2月から6月＞大桑谷川における流量観測業務委託

項 目	令和7年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
契約												
流量調査												
検収・支払												

③＜令和7年7月から令和8年1月まで＞豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電事業性評価調査・公募資料作成業務委託

項 目	令和7年									令和8年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
プロポーザル・契約												
流量調査												
基本設計												
事業性評価												
公募資料作成												
検収・支払												

別表

資本関係又は人的関係について

1 資本関係	(1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合 (2) 親会社等を同じくする子会社等間土の関係にある場合
2 人的関係	(1) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 （ア）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 （イ）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 （ウ）会社法第2条第15号に規定する社外取締役 （エ）会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員 ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） エ 組合の理事 オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者 (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
3 その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。